

◆強引に健康食品などを勧める訪問販売にご注意ください！

「昨日、訪問販売で『認知症に効く』とローヤルゼリーを勧められ契約してしまった。解約できるか」という相談が寄せられました。(80歳代 男性)



「今、薬の飲みすぎが全国的に問題になっており、病院は効果がないのに大量に薬を出して儲けている。それをなくす運動をしている」と言って男性2人で訪問してきた。病院で処方された薬を飲んでいることを伝えると「あまり飲まない方が良い」と言われ「ローヤルゼリーは認知症に効く」と言って勧めてきた。

困った・・・  
どうしよう・・・



最近物忘れが酷く、認知症になりたくなかったので「1本だけ飲みます」と答えたと「最低半年は継続して飲まない」と効果がない」と言われ、ローヤルゼリーのカプセルが入った瓶(1本1万円)を5本購入する契約をした。家族に言う「騙されているから消費者センターに相談するように」と言われたとのことでした。

相談者にはクーリング・オフを書面で通知するよう助言しましたが、ご自身で作成することが困難なため、ハガキの書き方をご家族の方に説明しました。

このような健康に対する消費者の不安につけこみ、訪問販売や電話勧誘販売で効果がない効能を告げ、しつこく勧誘して、健康食品などを購入させるなどといった悪質な勧誘が後を絶ちません。

断り切れずに契約してしまっても、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフすることが可能です。また、8日間を過ぎていても、クーリング・オフできる場合がありますので、被害額が小さくても泣き寝入りせず、大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時～17時(年末年始を除く、毎日)

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

メインキャラクター  
エルちゃん



消費生活  
相談窓口